

栃木県再生利用業者の指定等に関する要綱の概要について

栃木県環境森林部廃棄物対策課

1 目的

この要綱は、法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号の規定による指定等に関し必要な事項を定めることにより、県内における再生利用の促進を図り、もって県内における廃棄物・リサイクル産業の育成を図ることを目的とするもの

2 再生利用されることが確実であると認める産業廃棄物

スーパー等が回収した廃ペットボトル（以下「廃ペット」という。）を規定

3 再生利用業者の指定

- (1) 廃ペットの収集運搬業者について、廃ペットを再生活用業者又は特定製造業者の当該指定又は当該認定に係る施設等に運搬する場合には、指定申請等を経ることなく、「再生輸送業者」として指定（以下「一般指定」という。）をすることができる旨を規定
- (2) 一般指定をした場合には、告示をする旨を規定
- (3) 廃ペットの再生利用を行う処分業者について、その申請により、期限を付して、「再生活用業者」として指定（以下「個別指定」という。）をすることができる旨を規定
- (4) 再生活用業者の指定申請の際に必要な書類等を規定
- (5) 再生活用業者の指定基準として、以下の内容等を規定
 - ア 申請者が許可業者に準じた施設及び能力を有すること。
 - イ 申請者が法に定める欠格事由に該当しないこと。
 - ウ 当該指定に係る事業により生活環境の保全上支障が生じないこと。
 - エ 廃ペットの処理が、異物の除去、洗浄、破碎その他処理により、プラスチック原料等を製造することを目的として行われるものであること。
- (6) 個別指定をした場合には、指定証の交付及び告示をする旨を規定

4 再生活用業者の指定に係る事業の変更等

再生活用業者は、当該指定に係る事業の変更又は廃止をする場合には、変更届又は廃止届を提出しなければならない旨を規定

5 再生活用業者の指定の取消し

再生活用業者が3(5)の指定基準に適合しなくなった場合には、当該指定を取り消すことができる旨を規定

6 特定製造業者の認定

- (1) 有価物として取り扱われている廃ペットからプラスチック原料等を製造している業者について、その申請により、「特定製造業者」として認定することができる旨を規定
- (2) (1)の認定をした場合には、認定証の交付をする旨を規定
- (3) その他の認定手続等については、3(4)～(5)、4及び5を準用する旨を規定

7 再生活用業者及び特定製造業者による実績報告

再生活用業者又は特定製造業者は、当該指定又は当該認定に係る各年度の実績報告書を、毎年度提出しなければならない旨を規定

8 実施時期等

- (1) 平成28年4月1日から実施する旨を規定
- (2) 一般廃棄物である廃ペットの処理施設を設置している者が、個別指定を受けて産業廃棄物である廃ペットを処理しようとする場合には、栃木県廃棄物処理に関する指導要綱は適用しない旨を規定